

各位

長崎県土木部長  
( 公印省略 )

建設工事の専任の主任技術者の取扱いについて(通知)

標記については、平成 28 年 12 月 15 日付け 28 監第 163 号及び令和 4 年 12 月 23 日付け 4 監第 163 号で通知しておりますが、令和 6 年 12 月 11 日付けで建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令が公布されたことにより配置技術者の専任に係る請負代金に変更になったため、その取扱いについて下記のとおり改正します。

なお、平成 28 年 12 月 15 日付け 28 監第 163 号及び令和 4 年 12 月 23 日付け 4 監第 163 号は、下記適用日をもって廃止します。

記

【主任技術者の兼務に係る取扱い】

個人住宅を除くほとんどの建設工事では、請負代金が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上の工事に係る監理技術者又は主任技術者は、その工事現場に専任しなければなりません。

ただし、密接な関係のある建設工事を近接した場所等において施工する場合については、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる（建設業法施行令第 27 条第 2 項）とされておりますが、その取扱いについて、以下のように定められております。

なお、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者が、そのうち総額で 5,000 万円（建築一式工事の場合は、8,000 万円）以上を下請契約して施工する場合に配置する監理技術者については、当該規定は適用されないことに留意ください。

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事  
又は  
施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

工事現場の相互の間隔が 10 k m 程度の近接した場所において、同一の建設業者が施工する場合

2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要する工事。  
相当の部分の工事を同一の下請業者で施工し、相互に工程調整を要する工事。

この場合において、同一の専任の主任技術者が管理することができます。工事の数は、原則2件程度とします。適用にあたっては、従来どおり個々の工事において難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、安全や品質確保等適正な施工について発注者が適切に判断することが必要です。

**【適用日】**

令和7年2月1日以降から適用する。